

福島県病院局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、県立病院の診療費等に係る一部の未収金の収納事務を委託したので、地方公営企業法第33条の2の規定により準用する地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

福島県病院事業管理者 挾間 章博

- 1 委託した事務の範囲及び内容
県立病院の診療費等に係る一部の未収金の収納事務
- 2 委託する相手方
名 称 弁護士法人ライズ綜合法律事務所
所 在 地 東京都中央区日本橋 3-9-1
日本橋三丁目スクエア 12階
代表者氏名 田中 泰雄
- 3 委託開始日
令和8年4月1日
- 4 委託する事務の範囲
原則として未収発生から6ヶ月以上経過した医業未収金の管理回収事務